

茨城県報

第 6 6 9 2 号

昭和53年12月18日

月 曜 日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●茨城県訓練手当支給要項の一部改正 (職業訓練課)	1
●木材業者等の登録 (林政課)	2
●保安林の指定解除の予定告示 (林業課)	2
●公有水面埋立しゅん功認可告示の訂正 (水産施設課)	2
●換地計画の適当決定 (2件) (農地管理課)	3
●新規土地改良事業の審査 (3件) (")	3
●公有水面埋立工事しゅん功認可 (河川課)	4
●理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課)	5
●土地改良法に基づく換地処分 (2件) (土地改良事務所)	5
●茨城県私立学校審議会の委員の定数の一部改正 (総務課)	6

公 告

●クリーニング師試験 (環境衛生課)	6
●米飯提供業者の登録 (食品流通課)	7
●小売販売業者甲の登録 (")	7
●とう精業者の登録 (")	8
●土地立ち入り測量 (用地課)	8
●開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課)	8
●道路位置の指定 (")	9

告 示

茨城県告示第1442号

茨城県訓練手当支給要項 (昭和50年茨城県告示第1255号) の一部を次のように改正する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第8条第1項中「第5条に規定する職場適応訓練申込書」を「第4条に規定する職場適応訓練受講指示連絡通知書」に、「総合高等職業訓練校」を「茨城県総合高等職業訓練校 (以下「総訓校」という。)」に改める。

第9条を次のように改める。

(訓練手当の支給方法)

第9条 公共職業訓練に係る訓練手当は、毎月5日に、職場適応訓練に係る訓練手当は、毎月25日に、前月分を支給する。ただし、職業訓練その他の都合により支給日を変更することができる。

第10条第1項中「校長」を「校長、総訓校の長及び職場適応訓練の受託事業主」に改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第1443号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和53年12月18日

茨城県県南地方総合事務所長 綿 引 定 幸

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所 在 地	名 称		
南 総 合 第 155 号	昭和 53.12.1	千葉県佐倉市 上志津 1599—12	井田 保雄	⑩ 常陸銘木店	石岡市木 間塚 12572—21	⑩ 高陸銘木店	販売業	新規

茨城県告示第1444号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡波崎町字亀ノ井8606の3

（次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び波崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1445号

昭和53年11月24日付茨城県告示第1357号で告示した大津漁港の公有水面埋立て（第1工区）のしゅん功認可について次のとおり誤りがあつたので訂正する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

頁	4 頁
行	上 から 6 行
正	しゅん功年月日 昭和53年11月14日
誤	しゅん功年月日 昭和53年10月18日

茨城県告示第1446号

昭和53年10月11日付で認可申請のあつた永戸向地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項においてさらに準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和53年12月22日から昭和54年1月17日まで

3 縦 覧 の 場 所 里美村役場

茨城県告示第1447号

昭和53年10月23日付で認可申請のあつた上根地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和53年12月22日から昭和54年1月17日まで

3 縦 覧 の 場 所 八郷町役場

茨城県告示第1448号

北相馬郡利根町大字横須賀580番地篠崎正一ほか22名から昭和53年10月6日付で認可申請のあつた竜見地区土地改良事業（共同施行）は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 竜貝地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 竜貝地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和53年12月25日から昭和54年1月17日まで

3 縦 覧 の 場 所 利根町役場

茨城県告示第1449号

昭和53年8月25日付で岩間土地改良から申請のあつた吉沼地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和53年12月9日認可したから同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1450号

昭和53年9月20日付で、岩井市大字大口1850番地、服部友治ほか68名から認可申請のあつた香取前地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和53年12月9日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1451号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 しゅん功認可の日

昭和53年12月12日

2 しゅん功認可を受けた者

真 壁 町

代表者 真壁町長 長 岡 男

3 埋 立 区 域

(1) 位 置

真壁郡真壁町大字源法寺字雷45番の1, 45番の2, 45番の3, 45番の4及び45番の5

(2) 区 域

願書添付図面のとおり

(3) 面 積

4,349.64平方メートル

4 埋立ての免許の日及び番号

昭和53年5月23日 河指令第28号

5 閲覧に供する市町村

関係図書は、真壁町において告示の日から10年間閲覧に供する。

茨城県告示第1452号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定に基づき川尻土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 林 昭 二	日立市川尻町2丁目66番地
"	小 森 敏 男	" 小木津町2615番地
"	山 口 正 男	" 川尻町1951番地の9
"	日 渡 洋 一	" " 3丁目137番地
"	井 坂 俊 男	" 河原子町4丁目7番24号
"	鈴 木 文 夫	" 折笠町690番地
"	真 崎 進 次	" 川尻町1898番地
"	山 形 亮	" " 2丁目46番地

茨城県告示第1453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営は場整備事業小栗地区第2工区に係る換地処分をした。

昭和53年12月18日

茨城県下館土地改良事務所長 稲 田 猛

茨城県告示第1454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営圃場整備事業五霞村一期地区（第3工区）に係る換地処分をした。

昭和53年12月18日

茨城県境土地改良事務所長 館 藤 次

茨城県告示第1455号

昭和25年3月22日付茨城県告示第143号で告示した茨城県私立学校審議会の委員の定数の一部を次のように改正し、昭和53年12月18日から施行する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

2中「各種学校」を「の専修学校若しくは各種学校」に改め、「設置する」の次に「学校法人若しくは」を加える。

公 告

●クリーニング師試験

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条に規定するクリーニング師試験を次のとおり実施するので、茨城県クリーニング業法施行細則(昭和37年茨城県規則第23号)第6条の規定に基づき公示する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和53年度クリーニング師試験実施要領

1 受験申込票受付期日

昭和54年1月25日(木)午前9時から午後4時まで

2 受付場所等

- (1) 茨城県衛生部環境衛生課(水戸市三の丸1丁目5番38号)
- (2) 提出書類は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しない。

3 試験日時及び試験場

日 時		試 験 場
学 科 試 験	昭和54年2月5日(月)9時30分から	水戸市柵町2-7 茨城県学校長会館
実 地 試 験	昭和54年2月5日(月)12時30分から	水戸市柵町2-6-20 白水社クリーニング(株)

4 受 験 資 格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に定める高等学校入学資格を有する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課を修了した者又は厚生省で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

5 試 験 科 目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識

(2) 実地試験

洗たく物の処理に関する知識及び技能 (ペーパーテストを含む)

6 提 出 書 類

- (1) 受験申込票 (茨城県クリーニング業法施行細則様式第5号)
- (2) 履歴書 (横書きとする)
- (3) 写真 (上半身, 無帽, 正面向, 受験申込前6月以内に撮影したもので, たて5cmよこ4cmのもの一葉)
- (4) 前記4の受験資格を有することを証する書類

7 受 験 手 数 料

茨城県収入証紙 3,000円を受験申込票の所定の欄にはりつけること。(収入証紙は消印しないこと)

8 そ の 他

- (1) 詳細については, 茨城県衛生部環境衛生課 (電話 0292(2)8111 内線 586又は0292(2)46548) に問い合わせること。
- (2) 合格発表は, 県庁本館3階衛生部掲示板に掲示するほか, 本人に通知する。

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林水産省令第103号) 第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し, 茨城県農林水産部食品流通課及び県北, 県南, 県西地方総合事務所において縦覧に供する。

●小売販売業者甲の登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林水産省令第103号) 第22条の4第2項の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し, 茨城県農林水産部食品流通課及び県北, 県西地方総合事務所において縦覧に供する。

●とう精業者の登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林水産省令第 103 号) 第35条第 1 項の規定により次の者をとう精業者として登録した。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部食品流通課及び県北地方総合事務所において縦覧に供する。

●土地立ち入り測量

土地収用法 (昭和26年法律第 219 号) 第11条第 1 項ただし書の規定により通知があつたので、同条第 4 項の規定により次とおり公告する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川逆川改修工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水戸市笠原町441番から700番地内
" 米沢町491番から834番地内
" 千波町1570番から1640番地内
" 東野町624番から676番地内
- 4 立ち入ろうとする期間

昭和53年12月20日から昭和54年 2 月28日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
水戸市千波町字千波原2794番 2, 2794番 8, 2794番10, 2794番11, 2797番 7 から2797番11まで
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市千波町2794

白 土 茂 他 6 名

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡葦崎村大字大井字上野1733番の1, 同番の3及び同番の5

2 事業主の住所及び氏名

東京都文京区大塚3丁目2番1号

株式会社 応用地質調査事務所

代表取締役 陶 山 国 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市水木町字南大民1357番の1

2 事業主の住所及び氏名

日立市若葉町1丁目17番21号

常陸木材株式会社

代表取締役 荒 井 清 市

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和53年12月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
下土木指令 第757号	53.12.7	富岡ハウス (有) 代表取締役 富岡 一郎	下館市大字一本 松字一本松1570	下館市大字一本松字一 本松39番1	4.50	9.59
境土木指令 第635号	"	荒井 秀治	猿島郡総和町大 字柳橋614番2	猿島郡三和町大字五部 字谷向450番1	4.00	34.80

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所